

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】今後の長時間労働対策について（厚生労働省）

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

こんにちは。

昨年12月22日、厚生労働省から、「今後の長時間労働対策について」という資料が公表され、平成27年1月から次のような過重労働撲滅対策が実施されることが発表されました。

① 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

- ① 時間外労働時間数が1か月100時間を超えていると考えられる事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象とした、労働基準監督署による監督指導（立入調査）の徹底

⇒ 監督の結果、違反、問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導

⇒ 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応（送検した場合は企業名を公表）

② インターネットによる情報監視

厚生労働省が、インターネット上の求人情報等を監視し収集し、その情報（※）を労働基準監督署による監督指導等に活用（平成27年度からの本格実施に向けて、平成27年1月から施行的に実施）

※ 高収入を謳うもの、求人を繰り返し行うもの等、過重労働等が疑われる求人事案に着目し、厚生労働省が収集した過重労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に係るもの

③ メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局において以下の取組を実施

- ① ストレスチェック制度の周知（改正労働安全衛生法により平成27年12月から実施）
- ② ストレスチェック及び面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修
（平成27年度からの実施に向けて、平成27年1月から準備）

残業代ゼロ法案の真の狙いは、到来しつつある労働人口減少時代に備えて労働生産性を上げることにあると私は考えていますが、同時にこのような長時間労働対策にも徐々に本腰を入れていくのでしょうか。効率よく仕事をして稼ぐことが時代の要請になるのではないのでしょうか。